


帯広市パートナーシップ登録証・証明書

制度を利用するお二人が、両者の関係を説明し、理解を得るため、登録証等を提示することがあります。（登録制度・証明制度の2種類があります。）




登録証等を提示したお二人の関係について、本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

【登録カード】

 登録番号 第 号	
パートナーシップ登録カード	
氏名 生年月日	氏名 生年月日
上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。	
年 月 日 帯広市長	

【公正証書等確認証明カード】

 登録番号 第 号	
パートナーシップ公正証書等確認証明カード	
氏名 生年月日	氏名 生年月日
上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。また、両者の合意契約に、相互に協力し共同生活に必要な費用を分担すること、及び日常家事債務について連帯責任を負うことが規定されていることを確認したので、これを証明します。	
年 月 日 帯広市長	

このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。

皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

戸籍上の氏名

氏名 氏名

子の氏名

氏名 氏名 氏名
生年月日 生年月日 生年月日

【裏面共通】

- ・生計を共にするお子さんの氏名が記載されます。
- ・通称を使用している方は、裏面に戸籍の氏名を記載します。

- ・登録証に有効期限はありません。登録抹消時には、市が回収いたします。
- ・登録抹消されたにも関わらず、回収に応じない場合、市ホームページへ登録番号を公開しますのでご確認ください。

問い合わせ先：帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 電話：0155-65-4134

E-mail：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp

帯広市パートナーシップ制度

性的指向や性自認に伴う差別や偏見から、生きづらさを抱えている方々がいます。日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

帯広市パートナーシップ制度とは？

本制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの二人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。

この制度で何が変わるの？

帯広市の制度であるため、法的効力はありませんが、当事者の方々の安心感や、社会的な理解を広げていくことを目指しています。

この制度を利用することで、パートナーが「家族（配偶者）」として受けられるサービスがあります。

<民間サービス例>

- ・携帯電話の家族割引
- ・生命保険の受取人への指定
- ・住宅購入時のペアローンの利用
- ・パートナーへの病状説明 など

<行政サービス例>

- ・パートナーの税証明発行に委任状が不要
- ・就学援助の申請手続きがパートナーでも可能
- ・職員の福利厚生がパートナーへも適用（各種休暇制度、扶養手当） など

※詳しくは、帯広市ホームページをご覧ください。



帯広市パートナーシップ制度
ホームページID 1013194

検索

事業者の皆様へのお願い

この制度を利用するお二人は、婚姻関係にないことで家族として認められず、例えば、病院での面会や手術の同意ができない、同居のための賃貸物件の契約を断られる、職場での福利厚生が申請できないなどの、さまざま問題に直面しています。

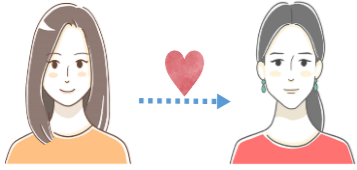
事業者の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、法令の制約などのやむを得ない場合を除き、パートナーが家族（配偶者）として受けられるサービスの提供や拡充、職場内での理解醸成、福利厚生の見直しなど、ご理解とご協力をお願いいたします。

多様な性って？

一人ひとりに個性・特徴があるように、性にも「性的指向（好きになる性）」や「性自認（心の性）」など様々な性のあり方があり、出生時の性と同じく、自分の意志で選択できるものではありません。性はその人のアイデンティティを表す重要な要素の一つです。

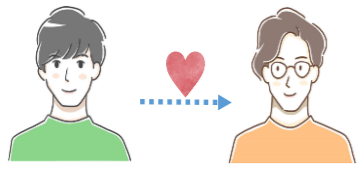
L レズビアン

心の性が女性で
女性を好きになる人



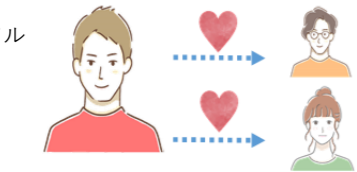
G ゲイ

心の性が男性で
男性を好きになる人



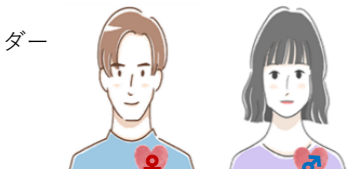
B バイセクシュアル

男性・女性の両方を
好きになる人



T トランスジェンダー

身体の性と心の性が
異なる人



「多様な性」について理解を深めましょう！



多様な性を考えよう
ホームページID 1007374

検
索

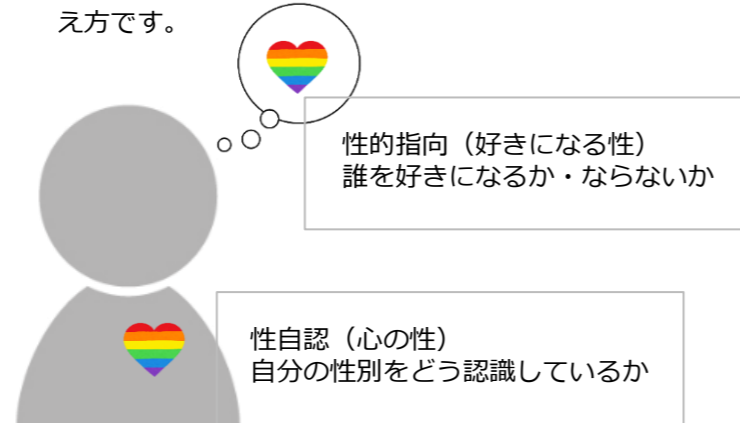
■ 身近には「いない」と思っていないですか？

LGBT等の方々、見ただけではわからないことが多く、身近に「いない」「会ったことがない」と思っている方も多いと思います。

民間の調査等を平均すると、日本におけるLGBT等の割合は、血液型がAB型の方や左利きの方の割合に近く、身近な存在であり、私たちが「気づいていないだけ」ということがわかります。

LGBT：左表の「性的指向」と「性自認」の頭文字を組み合わせたもの。性的マイノリティの総称として用いられる場合があります。

SOGI：「性的指向」Sexual Orientation（セクシャルオリエンテーション）と「性自認」Gender Identity（ジェンダーアイデンティティ）の頭文字をとった略称で、すべての人が持っているそれぞれの性に対する特徴を包括的に表す考え方です。



性的指向（好きになる性）
誰を好きになるか・ならないか

性自認（心の性）
自分の性別をどう認識しているか

■ 「カミングアウト」と「アウティング」

カミングアウトを受けた場合には、あなたを信頼して話してくれている可能性が高いので、肯定的に受け止めることが大切です。他の人にもカミングアウトしているのか、「誰に」「どこまで」話してよいか本人への確認が重要です。

また、性的指向等を本人の許可なく他の人に暴露する行為を「アウティング」と言います。アウティングは、明らかに悪意をもって暴露することがある一方で、良かれと思って第三者と共有する場合も、本人を深く傷付ける、決して行ってはいけない行為です！



■ “SOGIハラ”を知っていますか？

SOGIハラメントとは、性的指向や性自認に関する嫌がらせのことです。2020年6月から、パワハラ防止法が施行され、SOGIハラやアウティングは「パワハラ」であり、全ての企業で「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」や「相談窓口の整備」などの防止策を講じることが義務付けられました。（中小企業は2022年4月より施行）

職場で性的指向や性自認を理由に不利な待遇を強いたり、うわさ話や陰口などで本人の心を無意識に傷つけていることはありませんか？「知らなかった」「悪意はなかった」では済まされません！

■ こんな生きづらさを抱えています

LGBT等の方々、からかいや嫌がらせを受けたり、アウティングが心配で誰にも相談できずに悩んだりするなど、さまざまな困難に直面しています。

当事者の方々の困りごとについてご理解いただき、安心して働ける職場環境作りにご協力をお願いいたします。

<参考>

企業での性的マイノリティに関する取組事例が掲載されていますので、ご参照ください。

①多様な人材が活躍できる職場環境に関する

企業の取組事例

厚生労働省が作成した、企業の取組事例集



②にじいろガイドブック

道が作成した、企業や団体、自治体の職場向けのガイドブック



■ パートナーも「あおぞら共済」を利用できることを知っていますか？

帯広市パートナーシップ制度に登録している、あおぞら共済の会員のパートナーは、登録家族として登録ができ、施設の利用優待などが受けられます。（パートナーシップ登録証等の提示が必要です。）詳しくは 一般社団法人 とち勤労者共済センターへ
〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル4F
電話：(0155)-22-6186

